

「農業の用に供する建築物又は農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築に係る取扱い」（法第 29 条第 1 項第 2 号）

法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農業の用に供する建築物（以下、「農業用施設」という。）又は農業を営む者の居住の用に供する建築物（以下、「農家住宅」という。）は、計画の内容が次の各項に該当しているものをいう。

（適用対象）

- 1 農業用施設又は農家住宅は次の各号に該当する者が建築するものであること。
 - (1) 農業を営む者であること。
 - (2) 横浜市内に農地を現に所有している者であること。ただし、第 3 項に規定する農業用施設のうち、農業用倉庫についてはこの限りでない。

（農業を営む者）

- 2 農業を営む者とは、次の各号のいずれかに該当している場合の者をいう。
 - (1) 横浜市農業委員会が発行する「農業経営主証明書」に農業経営主として記載され、かつ耕作面積が 1,000 平方メートル以上である場合
 - (2) 横浜市農業委員会が発行する「農業経営主証明書」に農業経営主として記載され、かつ耕作面積が 1,000 平方メートル未満の場合は、「農業の用又は農業を営む者の居住の用に供する建築物についての申告書（以下、「申告書」という。）」の提出日の 5 年以上前から継続して、1 年間の農産物販売金額を証する書面が次のいずれかに該当する場合
 - ア 課税証明書の農業所得欄に 15 万円以上の農業所得がある場合
 - イ 農協などへの納品書等で、15 万円以上の売上げがあったことを証する場合

（農業用施設）

- 3 農業用施設とは、畜舎、温室等、法施行令第 20 条に掲げる建築物であり、農産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物を含まないものであること。また、農業用施設のうち、農機具等収納施設その他これらに類する農業の生産資材の貯蔵及び保管の用に供する建築物を農業用倉庫という。
- 4 農業用施設（農業用倉庫を除く。）の計画地は、農業用施設を建築する者が保有する土地（生計を共にする同一世帯の者が保有する土地を含む。）であること。
- 5 農業用倉庫の計画地は、農業用倉庫を建築する者が保有する土地（生計を共にする同一世帯の者が保有する土地を含む。）とする。ただし、申告書の提出時点で横浜市内に農地を保有していない場合、農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づき自ら営農するための権利を有する農地内に限り、農地所有者の同意を得たものであれば計画地とすることができる。

（農家住宅）

- 6 計画地は、農家住宅を建築する者が保有する土地（生計を共にする同一世帯の者が保有する土地を含む。）であること。

（その他）

- 7 計画地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に基づく許可（農地転用許可）が得られること。ただし、農業用施設については横浜市農業委員会が農地転用許可を不要と判断した場合はこの限りでない。

（施行期日）

- 8 この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

【解説】

- 1 農業用施設又は農家住宅を建築する者は、現に本市の市街化調整区域で農業に従事している農業経営主とします。
- 2 既存の農家住宅を市街化調整区域内で移転することは認めていません。ただし、地震、がけ崩れ、溢水等の災害により住宅として利用することが困難である等の移転については、やむを得ないと認められる場合は、本取扱いの適用対象とします。
- 3 「農業経営主」とは、課税証明書等からその世帯の農業経営に責任を持つと判断される者をいいます。なお、一世帯につき、農業経営主は一人となっています。